

大津家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成20年1月18日(金)午後2時00分～午後4時20分

2 場所

大津家庭裁判所本館大会議室

3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

小川素子, 國松完二, 甲津貴央, 酒井康夫, 十倉良一, 松原豊彦, 松山正明, 三上征次, 湯川哲嗣

(事務担当者)

西山己埜一, 田島康博, 住野陽一, 田中俊和, 竹口智之, 今村健治

4 議事

(1) 委員の異動等の報告

事務担当者から, 学識経験者委員5人及び弁護士委員1人が交替した旨の報告があった。

(2) 委員長あいさつ

(3) 各委員の自己紹介

(4) 報告及び説明事項

ア 過去4年間の家庭裁判所委員会の概要説明

事務担当者から概要を説明

イ 家庭裁判所の概要説明

ビデオ「家事事件手続案内」を視聴した後, 首席書記官から家事事件や家事調停手続等について, 首席家庭裁判所調査官から家庭裁判所調査官や大津家庭裁判所の家事調停事件の特徴等について, それぞれ説明

(5) 意見交換

テーマ「家事調停事件について」

発言要旨は, 別紙のとおり

(6) 次回テーマについて

引き続き「家事調停事件について」をテーマとする。

(7) 次回の開催日程

次回の委員会は, 5月20日(火)午後2時から午後4時30分までと決定した。

(別紙)

発言要旨

(委員長，学識経験者委員，弁護士委員，検察官委員，裁判官委員，事務担当者)

家事調停事件に関して，どのような観点からでも結構なので，御意見，御質問をいただきたい。

家事調停については，「部屋の大きさなど施設面」，「裁判所職員の当事者対応」，「調停委員」という3つの観点から議論をすればよいと考える。

御指摘いただいた観点については，いずれも重要であるので，順次意見交換を行っていきたいが，その前に，家事調停について，一般的な質問があればお伺いしたい。

家事調停事件は，申し立ててから終わるまでどれくらい期間がかかるのかということと，調停委員の選任方法について教えていただきたい。

家事調停が申し立てられてから，成立や不成立などで終了するまでの期間を家事調停の審理期間と言う。この審理期間の全国的なデータは，机上配布のパンフレット「調停のあらまし」の9ページにも記載してあるとおり，平成18年については，1か月以内が約12%，3か月以内が約36%，6か月が以内が約31%となっている。大津家庭裁判所においても，同じような傾向が見られ，審理期間は，おおむね3か月から6か月となっている。ちなみに，民事調停については，同パンフレットの7ページに記載されているとおり，3か月以内でほとんどの事件が終わっている。審理期間が民事調停よりも家事調停が長いのは，家事調停は，いろいろな人間関係が絡んでくるので，回数を重ねることが多くなるのに対して，民事調停は，財産関係なので，比較的早く終わるといふ傾向があるからだと思われる。

大津で1か月65件ほどの申し立てがあるとのことだが，これらの事件をどのように合理的に取り扱っておられるのか，担当する職員の人員や職員の事務処理の現状などを教えていただきたい。また，調停委員は，どのように事件に関与し，機能しているのか，教えていただきたい。調停委員は大変だという話を耳にしたことがあるので。

裁判所で家事手続案内を受けるまでに，申立に必要な書類などに関する情報が事前に得られるのか。

家事手続案内のために裁判所に来庁される前に，電話で，こういうことで悩んでいるが，どこへ行けばいいのか，裁判所か，市役所か，というような問い合わせがあるケースが多い。その電話対応の際，手続や必要書類を説明している，

家事手続案内のための専用の電話回線があるのか。

代表電話に電話が入り，電話交換手により担当部署に転送している。

調停委員の選任手続等については，事務担当者から説明する。

大津家庭裁判所管内の家事調停を担当する調停委員には，家事調停委員を本務とする調停委員以外に，家事調停委員を兼務（併任）している民事調停委員も含まれる。家事調停を担当する調停委員としては，家事本務と家事併任を合わせて，126人であり，

同様に民事調停委員は、民事本務と民事併任を合わせて、112人である。

調停委員の身分等については、パンフレット「調停のあらまし」に記載されており（5ページ）、調停委員は、非常勤の国家公務員であり、最高裁判所が任命し、任期は2年となっている。選考基準は、最高裁判所の規則などで定められており、社会生活上の豊富な知識経験や専門的な知識経験を有することのほかに、原則として年齢が40歳以上70歳未満であることが必要とされ、また、「公正を旨とする者であること。豊富な社会常識と広い視野を有し、柔軟な思考力と的確な判断力を有すること。人間関係を調整できる素養があること。誠実で、協調性を有し、奉仕的精神に富むこと。健康であること。」ということが重視されている。選任に関して、具体的に申し上げれば、調停委員になりたいという希望者には、自薦、他薦を問わず、まず、裁判所に履歴等申告書などの必要書類を提出していただき、裁判所内部の調停委員候補者選考委員会により、書面選考をさせていただいた後、面接選考するという流れになる。最終的に当庁の調停委員の候補者となった方について、最高裁判所に上申し、原則として、4月1日又は10月1日に調停委員として最高裁判所から任命されることになる。最近では、自薦の方が多くいる状況である。調停委員には、弁護士、学校の先生をしていた方、市役所や県庁の元職員、医師、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士のほか、無職、主婦、会社員の方もいる。

実際に調停を担当している裁判官委員に、調停委員がどのように活用されているか紹介していただく。

まず、当事者に対し、調停委員というのは、どういう立場で事件に関与するのか、どういう方針で調停を進めていくのかということの説明をする。そして、当事者から話を聞くということになるが、双方一度に調停室に入ってもらって話を聞く場合もあるし、当事者同士が顔を合わせたくないということで、1人ずつから別々に話を聞きながら、調整していくという場合もある。一般的には、親族間のもめごとなので、金銭面以外に、人間関係に問題があることが多く、当事者の人間関係を調整しながら、紛争を解決に導いていくという役割を担っていただいている。

多数の調停委員を確保しなければならないようだが、一方で、調停委員に求められる資質というのは、相当高度なものが求められている。そのような資質のある人をどうやって確保し、調停委員の質を確保するために、どのようなサポートをしているのかをお伺いしたい。

任期は、2年とのことだが、再任の方も結構おられるのではないかと。自薦が多いが、形式的に自薦で、実際は推薦依頼などを行っているのではないかと。

男女の割合、年齢の分布についても教えていただきたい。

人材確保のために、司法書士会、医師会、不動産鑑定士協会、社会福祉士会、銀行、大学等に推薦をお願いしたこともある。最近はないが、平成16年以前にこのような働きかけを行った経緯があるようだ。また、知り合いが調停委員をやっているからとか、知り合いに勧められてとか、退職した先輩が調停委員になっているからといった理由で、

調停委員をやってみたいと自ら申し出てこられる方が多い。

質の確保という点では、調停委員に任命された直後に新任調停委員研修会を実施し、その後も、実務研究会やケース研究会などの研修会を実施している。その中で、ジェンダーなど最近の課題や実務に関することを裁判所から説明したり、問題討議をしたりして、資質の向上を図っている。また、調停委員で構成する調停協会という組織があり、その調停協会においても年間何度か自主研修を実施している。

男女の割合については、家事調停委員（本務）は、男性が38人、女性が52人と女性が多く、民事調停委員（本務）は、男性が79人、女性が12人と男性が多いという状況である。年齢分布については、男性の家事調停委員（本務）は、65歳から69歳までが全体の50%を占めており、60歳から64歳までが32%、55歳から59歳までが13%、50歳未満が5%となっている。女性の家事調停委員（本務）については、男性に比べてフラットになっており、65歳から69歳までが33%、60歳から64歳までが同じく33%、55歳から59歳までが12%、以下、40代まで数%ずつとなっている。

再任については、再任上申の前に、担当部署に執務状況等を確認し、例えば、担当事件が極端に少ない場合などは、再任が認められないときもある。しかし、問題なく執務していただければ、再任が認められることになり、現実には、かなり高い割合で再任されている。

裁判所内部から見て、資質や能力面などで、調停委員に求めたいものは何か、それを担当部署からどのように集約し、どのように調停委員に伝えているのか、件数はこなしてもらっているが再任を断りたいような事例はないのか、その場合には、どのように再任、不再任を決めておられるのか教えていただきたい。

40代の調停委員は、建築士、税理士、公認会計士、弁護士、医師など、特に専門的な知識を調停に活かしていただいている方がほとんどである。こういった専門的知識の活用を期待される調停委員もあるが、専門的知識を持たない一般の調停委員を含めて、調停委員に最も必要なものは、健全な常識と根気だと感じている。パンフレットや規則から、人格高潔で、非の打ち所のない人物が調停委員になっているように思われるかもしれないが、実際は、必ずしもそうではない。求められているのも、そんなに神様のような人を求めている訳ではない。調停というのは、裁判のように一刀両断に切れるものではない。とにかく当事者の話を辛抱強く聞かなければならない。人の話を、誠実な態度で、根気強く真剣に聞くという姿勢を持てる人で、健全な常識を持っている人であれば、調停委員は務まると思う。よって、調停委員を確保するために、とんでもない苦勞が必要だということはない。自薦の方や団体からの推薦などにより、そのような方に調停委員になっていただくことができる。そして、調停委員になっていただいた方の質を高めていく方法も、いろいろと考えられる。例えば、研修や個々の調停を通じて研さんを図っていけると思う。任命の段階で、あまり高いものを求めると人材を得られなくなってしまふ。

再任については、中には、再任が不相当という人もいるが、引き続いてやっていただくことが相当だという調停委員がほとんどなので、結果的に再任される調停委員の割合が高い状況となっている。調停委員としての仕事を十分にやっていただけていないという方には、再任をしないということもありえる。

調停委員の人材確保、資質や能力の向上という点で、委員の皆様の御意見を更に伺いたい。

裁判所では、裁判員制度広報の関係などで、いろいろなイベントをされているが、その際に、調停委員は、聞く姿勢と健全な常識があればなれるのだ、その後のバックアップ態勢も裁判所でできているというようなことを示せば、多くの調停委員候補者を得られるのではないかと思う。また、調停委員の仕事も大変であり、当事者から責められたりする場面もある。そのような場面での精神的なメンテナンスも裁判所に求められるのではないか。調停委員の悩みを聞く場としての役割は、調停協会が一部担っているのかもしれないが、裁判所もある程度、その役割を果たさなければならないのかなと思っている。

時代の変化に対応するという意味では、再任はできるだけ避けるべきだと考える。また、高年齢層が多く、新人を育てる必要があるので、中心層を40代くらいにして、若返りを図らなければならない。さらに、IT化、ネットワーク化が進んでいるので、そのような情報化社会の進展に合わせるという点からも、若返りを図っていかなければならないと思う。

年間1289件の調停事件の申し立てがあり、これを担当する調停委員が126人ということであれば、調停委員1人当たり年間10件程度を担当するという計算になるが、この件数が適正かどうかということを考える必要があると思う。それと年齢構成と関わってくると思うが、現に仕事を持っていて、忙しい世代の層は、現実問題として、自分から手を挙げて調停委員をやろうという気持ちになるのは難しい。それが、40代や50代前半の人が少ない理由になっていると思う。身近なところで言えば、自治会の会長などの年齢構成を見ても、60歳くらいのリタイア、セミリタイアした時間に余裕のある年齢層が中心とならざるを得ないのと同じ状況である。現役世代の人をリクルートするためには、1人当たりの件数を減らす必要がある。さらに、量的な問題のほかに、1件1件の中身、質の問題、気苦労という精神的な問題もあると思う。

年齢構成の部分で、60歳以上の方が多いいという点で、市民目線での助言ができていくのかという危惧がある。リタイアすると、一般常識とのずれが日常生活の中でも出てくる。そういう意味では、現役世代で調停委員ができるような制度的な仕組みを考えていくような時代になってきているのではないか。また、調停委員を固定せず、どんどん入れ替えていくというのも一つの方法だと思う。

調停委員は、予備軍を含めて、なりうる人を確保して、入れ替えていけばいいのではないか。また、外国人の申し立てが増えてきているが、調停委員は国家公務員ということから、外国人を任命するというのには一定のハードルがあると思うが、調停委員を

支えるという点から言えば，外国人の方の感性や考え方の違いを学べる方法があるのではないか。正規の部分では無理であろうが非正規の部分では，何らかの工夫ができるのではないか。

調停委員を再任せず，2年で替わった方がいいという意見が出ているが，一つの事件の調停委員がその調停が終了しない間に任期が切れてしまうと，事件が進行している途中で調停委員が交替することになってしまうのか。

原則として，事件が係属した段階で指定された調停委員が最後までその調停事件を担当することになるが，例外的に，途中で任期が終了して再任されない場合や調停委員の都合などにより途中で交替することもある。また，調停委員1人当たりの事件数を少なくするために，調停委員の数を増やすというのも方法ではあるが，予算などいろいろな事情により各裁判所に調停委員の定員のようなものが決められているので，思うに任せないところもある。また，大津家庭裁判所が専用で使用できる調停室が6つくらいしかないので，調停委員の数の問題とは別に，施設面についても考える必要がある。

今回，家事調停事件及び調停委員について，質問や意見をたくさんいただいたので，次回までにこれらの質問等を整理して，事前に委員の皆さんにお知らせし，次回，引き続き同じテーマで意見交換を行いたい。そして，時間に余裕があれば，夫婦関係調整事件にスポットを当てて御意見等を伺いたい（出席委員了承）。